

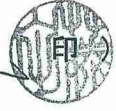
# 監査報告書

平成 29 年 5 月 31 日

社会福祉法人 寿光会  
理事長 板倉 嘉孝 様

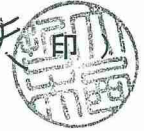
監事 (氏名

藤田 修



監事 (氏名

大西 哲夫



社会福祉法第40条及び社会福祉法人 寿光会 定款第12条に基づき、平成 28 年度における監事監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。

~~なお、指摘事項については、早急に( 月 日までに)改善してください。~~

## 記

- |        |  |
|--------|--|
| 1 実施日時 | 平成 29 年 5 月 31 日 10 時 ~ 14 時           |
| 2 実施場所 | 名称 社会福祉法人 寿光会<br>所在地 大阪府八尾市神宮寺一丁目154番地 |
| 3 立会人等 | 役職名 (施設長) 氏名 (森田浩稔 福森 潔 山下恵利子)         |
| 4 監査結果 | 次のとおり                                  |

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
理事の業務執行状況	適正である		
法人の財産管理状況	適正である		
法人及び施設の業務執行状況	適正である		
法人及び施設の会計状況	適正である		
その他の状況	適正である		
総 括	適正である	認定・不認定	

## 〔記載上の注意事項〕

- 意見欄は「適正である」「概ね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入してください。
- 不認定の場合監事は、次のことを行ってください。
  - ① 理事長に対して改善を求める。
  - ② 理事会・評議員会の開催による改善を求める。
  - ③ 大阪府、所轄庁への報告を行う。
- 監事監査報告書は、所轄庁あてと理事長あてそれぞれ原本を一部ずつ作成してください。

※ 氏名は自署又は記名押印してください。

# 自主監査報告書

平成29年5月29日

社会福祉法人寿光会  
理事会 御中

島田会計大阪事務所

公認会計士 川嶋良典

私は、平成28年会計年度における社会福祉法人寿光会の、別紙1に掲げるサービス区分あるいは拠点区分について、法人の会計管理体制及び会計組織が別紙2に定める法令及び関連する通知に従って整備及び運用されているかどうかについて調査しました。

調査の結果、社会福祉法人寿光会の上記のサービス区分あるいは拠点区分における社会福祉法人会計基準等への準拠並びにそれに伴う会計管理体制、会計組織の整備及び運用は適切に行われていると判断しました。

以上